

補助金概要調書

補助金名	無形文化財保存事業補助金(米子盆踊り子供クラブ育成)			
所管部課	教育委員会文化課 (TEL 23-5438(直通) E-mail:bunka@yonago-city.jp)			
補助対象者	米子盆踊り保存会			
補助開始年度	平成5年度			
交付目的	米子市に伝承されている県指定無形民俗文化財「米子盆踊り」の保存伝承を図るための後継者育成と伝統文化を通して青少年の健全育成に寄与することを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	(50千円 50)千円	(40千円 40)千円	(32千円 32)千円	(32千円 32)千円
補助事業の内容	鳥取県指定無形民俗文化財「米子盆踊り」の保存伝承と後継者育成を図るため、小学生を主体としたこどもクラブ育成活動。 開催内容は、米子盆踊り(たいしょう踊り・さいご踊り・こだいじ踊り)をこども達に対して伝承活動を行い、大会や地区活動で踊り後継者育成を図る。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	86千円		
	内補助対象経費	86千円		
	補助対象経費の内訳	需用費(消耗品費・用具費・会議費)	45千円	
		報償費(指導者謝金)	10千円	
		保険料(児童傷害保険)	14千円	
		役務費(電話代・切手代・手数料)	14千円	
		印刷製本費(印刷代・写真現像代)	3千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	補助対象経費の1/2を上限として予算の範囲内		
	限度額	無		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
	協調	間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	米子市に祖先から引き継がれてきた無形民俗文化財の保存伝承と、歴史文化豊かなまちづくりに効果。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	補助金を打ち切った場合は、伝統文化の保存・継承が困難となるため、終期を設定することができない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	米子市の文化遺産として昭和42年に県無形民俗文化財に指定された。 伝承者の高齢化と盆踊りが各地でなくなりつつある為、保存伝承のため、平成5年にこどもクラブが結成された。			